

## 介護保険 負担限度額認定について

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護医療院及び短期入所(ショートステイ)を利用する方の食費・居住費の利用者負担を軽減する制度です。この減額制度を受けるためには、町へ申請し、交付された「介護保険負担限度額認定証」を利用する事業所等に提示する必要があります。

### 1. 認定要件

次の(1)・(2)の両方に該当する場合、介護保険負担限度額認定の対象となります。

- (1) 世帯全員(世帯分離している配偶者を含む)が市町村民税非課税であること
- (2) 預貯金等の資産が、利用者負担段階ごとに以下の基準を超えていないこと

利用者負担段階	対象者(R08.08～)	預貯金等の資産額
第1段階	老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	1,000万円以下 (夫婦は2,000万円以下)
第2段階	年金収入額+合計所得金額が82.65万円以下	650万円以下 (夫婦は1,650万円以下)
第3段階①	年金収入額+合計所得金額が82.65万円超～120万円以下	550万円以下 (夫婦は1,550万円以下)
第3段階②	年金収入額+合計所得金額が120万円超	合計が500万円以下 (夫婦は1,500万円以下)

(注)40～64歳の人については、いずれの段階も1,000万円以下(夫婦は2,000万円以下)

2. 申請に必要なもの

- ①介護保険負担限度額認定申請書、預貯金に関する申告、同意書
- ②本人及び配偶者の預貯金等の資産状況がわかる書類(生活保護受給中の方は不要)

対象となる資産の種類	確認のために添付が必要な書類
預貯金(普通・定期)	通帳の写し(使用の有無に関わらず、解約していない通帳を複数お持ちの場合は、 <u>すべて</u> ご用意ください。)※「銀行名・支店名・口座番号・口座名義人がわかるページ」、「最終残高のページ(申請日から2ヶ月以内)」 なお、年金が振込されている通帳は、年金受給状況確認のため「年金振込のわかるページ」の写しも添付
有価証券 (株式・国債・地方債・社債など)	証券会社や銀行の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
金・銀(積立購入を含む)など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
タンス預金(現金)	自己申告
負債(借入金・住宅ローンなど)	借用証書 ※負債額を預貯金等の合計額から差し引きます。

3. 基準費用額

居住費							食費
多床室			従来型個室		ユニット型 個室的多 床室	ユニット型 個室	
特養等	老健・医療院(室料を徴収する場合)	老健・医療院等(室料を徴収しない場合)	特養等	老健・医療院等			
915 円	697 円	437 円	1,231 円	1,728 円	1,728 円	2,066 円	1,545 円

4. 負担限度額(日額) (R08.08～)

■居住費

利用者 負担段階	多床室			従来型個室		ユニット型 個室的多 床室	ユニット型 個室
	特養等	老健・医療院(室料 を徴収する場合)	老健・医療院等(室 料を徴収しない場合)	特養等	老健・医療 院等		
第1段階	0円	0円	0円	380円	550円	550円	880円
第2段階	430円	430円	430円	480円	550円	550円	880円
第3段階①	430円	430円	430円	880円	1,370円	1,370円	1,370円
第3段階②	530円	530円	430円	980円	1,470円	1,470円	1,470円

■食費

利用者 負担段階	
第1段階	300円 【300円】
第2段階	390円 【600円】
第3段階①	680円 【1,030円】
第3段階②	1,420円 【1,360円】

【 】内の金額はショートステイの場合

お問い合わせ先： 田布施町役場 健康保険課 長寿支援係 TEL:0820-52-5809